

行政書士法人横浜総合法務事務所

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年9月1日～令和11年8月31日

2. 目標と実施時期・取組内容

目標1

パート採用の女性職員を1人以上正社員登用する。

<実施時期・取組内容>

- 令和6年9月～ パート採用職員向けのキャリアアップ研修の内容の検討を行う。
- 令和7年2月～ 研修内容の周知及び研修受講希望者の募集を行う。
- 令和7年4月～ 年に1度、キャリアアップ研修を実施する。
- 令和11年8月～ 正社員登用の基準を明文化する。

目標2

全職員の有給所得率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるように、業務の効率化を検討する。
- 令和8年4月～ 効率化する業務を決定し、実際に業務の見直しの取組を開始する。
- 令和9年4月～ 有給所得率を集計し、有給所得率向上のための取組を検討する。
- 令和11年8月～ ワークライフバランスを実現するための制度を導入する。

目標3

全職員の平均時間外労働時間を360時間未満とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 管理職が率先して時間外労働を削減できるように、業務の効率化を検討する。
- 令和8年4月～ 効率化する業務を決定し、実際に業務の見直しの取組を開始する。
- 令和10年4月～ 時間外労働時間を集計し、時間外労働時間削減のための取組を検討する。
- 令和11年8月～ 柔軟な働き方を可能にする制度を導入する。